



日本における サステナビリティ報告 2015

目次

エグゼクティブサマリー

1. 調査概要

- 1-1. 調査の目的および対象
- 1-2. 調査方法

2. サステナビリティ報告の基盤

- 2-1. サステナビリティレポートの発行の状況
- 2-2. サステナビリティレポートの媒体
- 2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合
- 2-4. 第三者保証
- 2-5. 報告ガイドラインの利用
- 2-6. バウンダリ

3. 報告内容の決定と重要課題

- 3-1. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示

4. 個別報告項目

- 4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示
- 4-2. 水資源に関する開示
- 4-3. 人権に関する開示
- 4-4. 紛争鉱物に関する開示
- 4-5. サプライヤー評価に関する開示
- 4-6. 人材の多様性に関する開示

5. おわりに

エグゼクティブサマリー

2016年1月の時点で日経225の構成銘柄となっている225社の日本企業が
2015年に発行したサステナビリティレポートを対象とし、報告の実態を調査した。
主要な調査結果は、以下の通りである。

サステナビリティ報告の基盤

- 225社のうち216社(96%)がサステナビリティレポートを発行しており、前年と比較して2ポイント増加した。
- サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したレポートを発行している企業は2015年には54社となり、サステナビリティ情報開示を行う企業の25%がこの形態での開示を採用している。前年は48社(23%)であり、サステナビリティ報告と財務報告とを一体化した形態での企業情報開示は拡大している。
- 一体化したレポートを発行している企業のうち、HTML形式、冊子形式、PDF形式で、別途、より詳細なサステナビリティ情報を開示している企業が約8割となっている。
- サステナビリティレポートを発行している企業のうち第三者保証を受けている企業は2014年から15社増えて79社となり、報告企業の37%となっている。
- GRIガイドラインを利用しているレポートは約7割(149社)である。
- 単体や国内グループ会社にとどまらず、海外グループ会社までを含めたグローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示している企業は116社(54%)となり、前年より増加している。

報告内容の決定と重要課題

- 99社の企業が報告すべき重要課題の特定プロセスについて言及しており、うち92社は結果として特定された重要課題を開示している。重要性の検討プロセスや特定された重要課題について開示する企業は、依然半数以下にとどまっている。

個別報告項目

- 151社(70%)の企業が温室効果ガス排出量の削減目標を設定している。
- 何らかのスコープ3排出量を開示している企業の数は前年と同程度の119社(55%)であったが、カテゴリ別にみれば、すべてのカテゴリで前年から開示企業数が増加している。
- 水に関するリスクや機会について言及している企業は40社(19%)であり、前年から増えている。サプライチェーンにおける水使用に伴うリスクに関しては、4社が説明を行っている。
- 人権についてのサプライチェーン方針やコミットメントを開示している企業は97社(45%)となっている。
- 紛争鉱物に関する方針または取組を開示している企業は、前年より3社増加して72社(33%)となった。
- サプライヤー評価に関する具体的な開示内容として、CSR調達方針について開示している企業は136社(63%)である。このうち、サプライチェーンにおけるCSR関連のリスクや、それに対応する取組を開示している企業はその半数程度、サプライヤー監査の結果等の取組の結果までを開示している企業は報告企業全体の1割程度である。
- 管理職の女性比率を開示している企業は前年より15社増え、117社(54%)となっている。一方、役員の女性比率を開示する企業の割合はまだ低い状況にある。人材の多様性に関する開示における日本企業の対応はまだ遅いと言える。



1. 調査概要

1-1. 調査の目的および対象

本調査は、日本を代表する企業によるサステナビリティ報告の実態について様々な角度から定点観測し、その動向と課題を明らかにすることを目的として2010年から毎年継続的に実施しており、今回が6年目の調査となる。

本調査では、2016年1月の時点で日経225の構成銘柄となっている日本企業225社が2015年に発行したサステナビリティレポートを対象としている。日経225は全35業種で構成されているが、調査の目的を踏まえ、本調査では以下の18業種に区分している。

業種区分	会社数
食品	11
繊維	5
化学	18
医薬品	8
電力・石油・ガス	7
窯業	8
鉄鋼	5
非鉄・金属	12
機械	16
電気機器	29
自動車	9
建設	9
小売業	8
銀行・証券・保険・その他金融	21
鉄道・バス	8
通信	6
サービス	8
その他	37
総計	225

1-2. 調査方法

本調査は、前述の調査対象企業が冊子やウェブサイトで公表している「サステナビリティレポート」を対象とし、2016年1月から2016年2月の期間で実施した。

本調査における「サステナビリティレポート」の定義は、企業が自らの環境的側面や社会的側面に関連するパフォーマンスについて、ステークホルダーに対して定期的に報告するために発行している媒体としており、環境的側面のみが報告対象となっているレポートも含む。また、CSR報告書、社会・環境報告書等の報告書のタイトルも問わない。

さらに、サステナビリティ報告の形態が多様化している実態を踏まえ、単独で発行されているサステナビリティレポートだけではなく、サステナビリティ報告が財務報告に統合されているアニュアルレポートや、冊子やPDFの形態は採らずにHTMLの形式でのみ開示されているレポートも「サステナビリティレポート」の定義に含めている。ただし、HTMLの形式でのみ情報が開示されている場合には、報告対象組織(バウンダリ)や発行頻度といった要素が記載されている場合についてのみ、サステナビリティレポートを発行していると判断している。

2. サステナビリティ報告の基盤

サステナビリティ報告は標準的なビジネス慣行となり、96%の企業が行っている。

サステナビリティ情報と財務情報を一体で報告する実務も拡大しているが、

マルチステークホルダー向けの情報開示も継続して行われている。

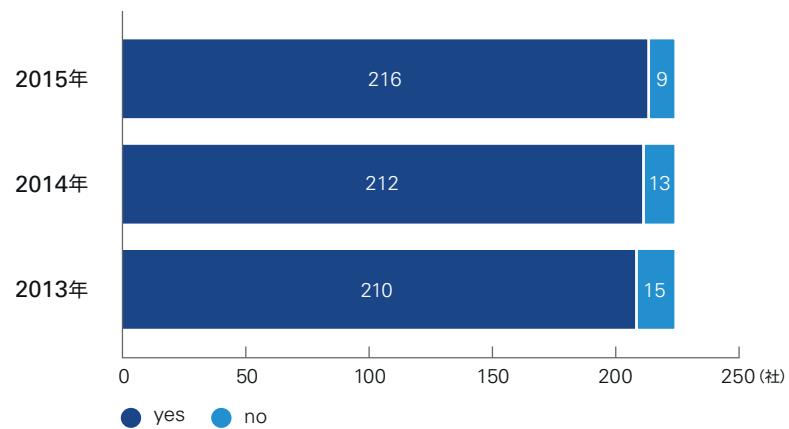
サステナビリティ情報に信頼性を付与するための第三者保証は着実な広がりをみせており、4割弱のサステナビリティレポートが第三者保証を受けている。

2-1. サステナビリティレポートの発行の状況

図表1 サステナビリティレポートの発行の状況

調査対象の225社のうち216社(96%)がサステナビリティレポートを発行している。サステナビリティ報告を行う企業の割合は2012年から継続して90%を超えており、年々増加している(図表1)。

半数を超える業種において、サステナビリティ報告を行っている企業の割合は100%に達している(図表2)。最も開示の遅れているサービス業でも、サステナビリティ報告を行っている企業の割合は60%を超えており、業種間のギャップはますます小さくなっている。日本を代表する企業のほとんどがサステナビリティ報告に取り組んでいる状況であり、世界的なサステナビリティ報告実務の中でも、高い開示率であると言える¹。



¹ The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2015, p.33

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/02/kpmg-international-survey-of-corporate-responsibility-reporting-2015.pdf>

図表2 サステナビリティレポートの発行の状況(2015年、業種別)

業種	会社数	発行あり	発行なし	%
食品	11	11	0	100.0%
繊維	5	5	0	100.0%
化学	18	18	0	100.0%
医薬品	8	8	0	100.0%
電力・石油・ガス	7	6	1	85.7%
窯業	8	8	0	100.0%
鉄鋼	5	5	0	100.0%
非鉄・金属	12	12	0	100.0%
機械	16	15	1	93.8%
電気機器	29	29	0	100.0%
自動車	9	9	0	100.0%
建設	9	9	0	100.0%
小売業	8	7	1	87.5%
銀行・証券・保険・その他金融	21	20	1	95.2%
鉄道・バス	8	8	0	100.0%
通信	6	5	1	83.3%
サービス	8	5	3	62.5%
その他	37	36	1	97.3%
合計	225	216	9	96.0%

2-2. サステナビリティレポートの媒体

サステナビリティ報告を行う媒体として、冊子形式の詳細報告(フルレポート)を発行する企業の割合は、前年の67%から62%に減少している。一方で、ダイジェスト版のレポートを冊子形式で作成し、フルレポートをPDF形式で作成する企業など、複数の開示媒体を使いわけ、それぞれの企業が想定する読み手の情報ニーズやアクセシビリティに配慮した開示を行う例がみられる。

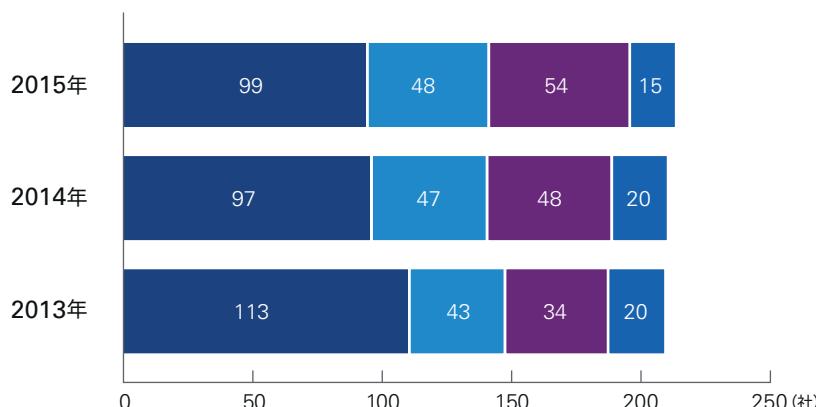
2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合

サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したレポートを発行している企業の数は着実に増加しており、2015年はサステナビリティ報告を行う企業の25%（54社）がこの形態での開示を採用している。独立したサステナビリティレポートを発行し、アニュアルレポートでもサステナビリティ情報を開示するという開示方法は、現在においても最も多くの企業（99社、46%）で採用されている（図表3）。

アニュアルレポートの中でサステナビリティ情報を開示している企業（153社）のうち、統合報告であると述べているのは47社（31%）である。このうち、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council：IIRC）の統合報告フレームワークを参照している企業は前年の16社から32社に大幅に増加した。

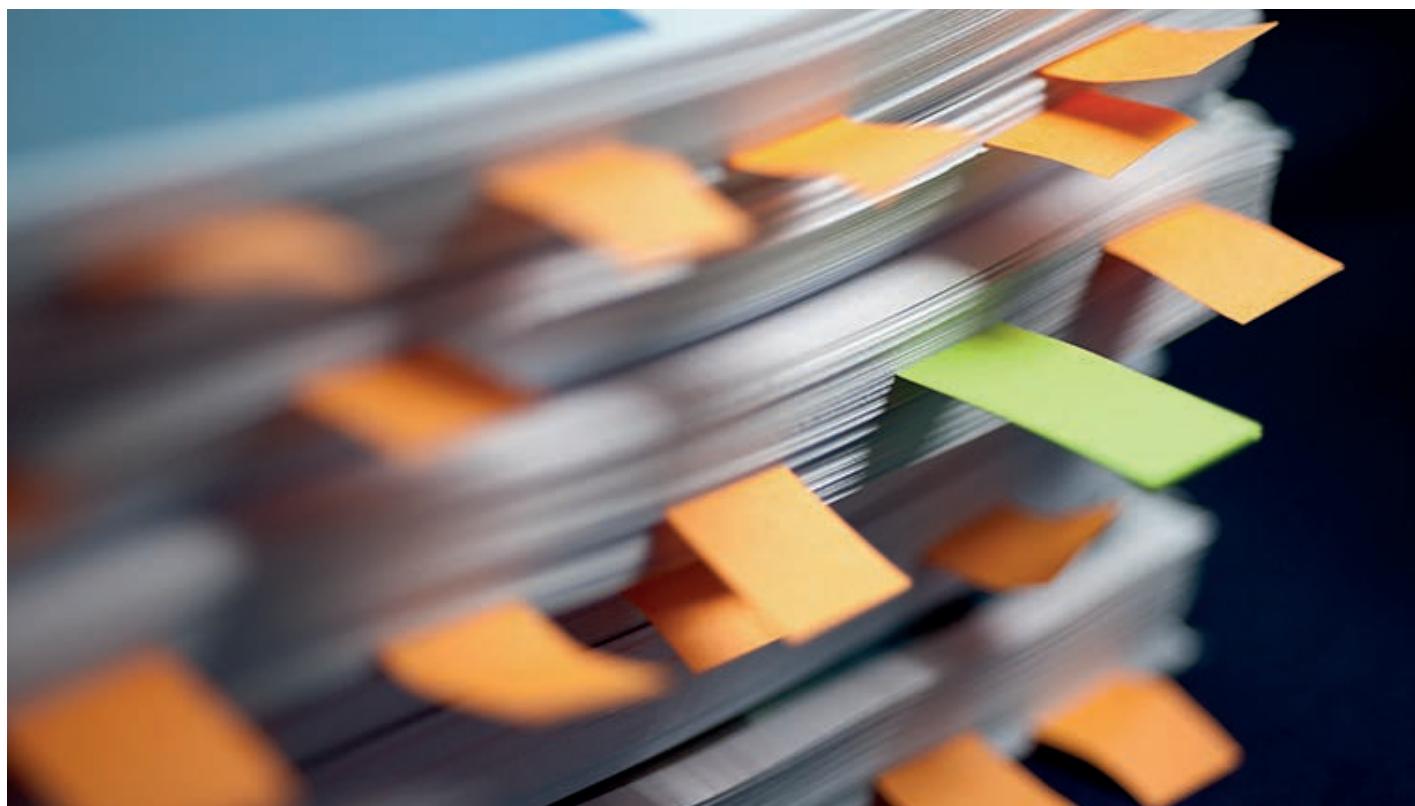
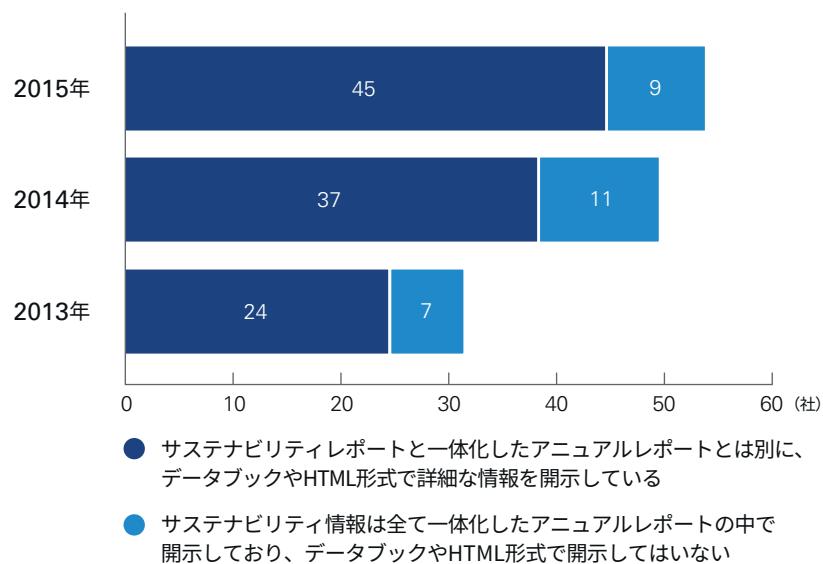
一方、サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したレポートを発行している企業54社のうち、45社（83%）が一体化したレポート以外にHTML形式やPDF形式でより詳細なサステナビリティ情報の開示を行っている（図表4）。サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したアニュアルレポートは、主に投資家の情報ニーズを満たすべく作成されるものであり、それ以外のステークホルダーの多様な情報ニーズに応えるためには、他の媒体を用いて情報を補完する必要性を認める企業が多いということが推察される。

図表3 サステナビリティレポートのアニュアルレポートへの統合



- 独立したサステナビリティレポートを発行し、アニュアルレポートでもサステナビリティ情報を開示
- 独立したサステナビリティレポートを発行しているが、アニュアルレポートではサステナビリティ情報を開示していない
- サステナビリティ報告と財務報告とを一体化したレポートを発行
- 独立したサステナビリティレポートを発行しているのみで、アニュアルレポートはそもそも発行していない

図表4 一体化されたアニュアルレポートを発行している企業における、
それ以外の媒体でのサステナビリティ情報の開示状況

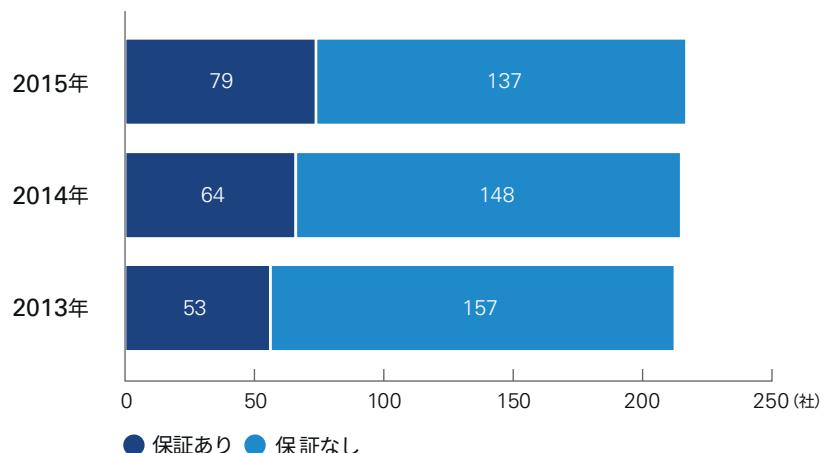


2-4. 第三者保証

サステナビリティレポートへの第三者保証は、環境パフォーマンスや社会パフォーマンスに対する信頼性の付与を主な目的として実施される。2015年に第三者保証を受けている企業は前年から15社増加して79社となった。これはサステナビリティレポートを発行している企業の37%に相当し、前年より7ポイント増加している(図表5)。

第三者保証を受けている割合の高い業種としては、化学、電力・石油・ガス、建設、通信が挙げられる(図表6)。一方、鉄鋼においては、第三者保証を受けている企業はない。

図表5 第三者保証を受けているレポート



図表6 第三者保証を受けているレポート(業種別、2015年)

業種	会社数	保証あり	保証なし	%
食品	11	3	8	27.3%
繊維	5	2	3	40.0%
化学	18	9	9	50.0%
医薬品	8	2	6	25.0%
電力・石油・ガス	6	3	3	50.0%
窯業	8	2	6	25.0%
鉄鋼	5	0	5	0.0%
非鉄・金属	12	4	8	33.3%
機械	15	5	10	33.3%
電気機器	29	10	19	34.5%
自動車	9	4	5	44.4%
建設	9	5	4	55.6%
小売業	7	1	6	14.3%
銀行・証券・保険・その他金融	20	7	13	35.0%
鉄道・バス	8	2	6	25.0%
通信	5	3	2	60.0%
サービス	5	2	3	40.0%
その他	36	15	21	41.7%
合計	216	79	137	36.6%

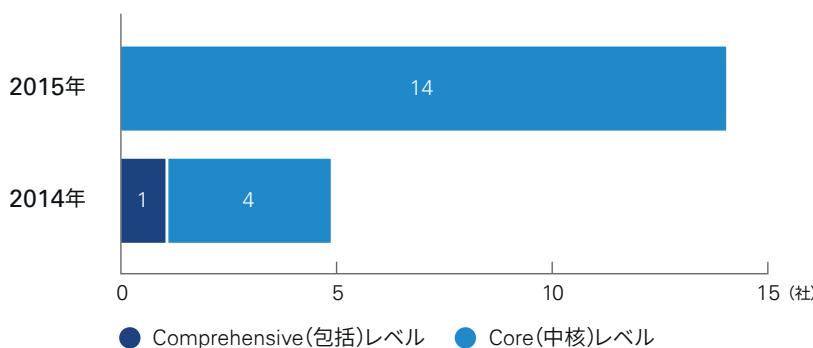
2-5. 報告ガイドラインの利用

報告ガイドラインとして広く利用されているのはGRIの“Sustainability Reporting Guidelines”(GRIガイドライン)や環境省の「環境報告ガイドライン」である。特にGRIガイドラインを利用する企業においては第4版(G4ガイドライン)の利用が増えており、106社²がG4ガイドラインを利用している。

G4ガイドラインにComprehensive(包括)レベルで準拠していると宣言している企業はなかったが、Core(中核)レベルで準拠していると宣言している企業は前年の4社から14社に増加した(図表7)。G4ガイドラインに言及している日本企業の大多数はG4ガイドラインの準拠規準を満たさない形でG4ガイドラインを利用している。

2016年1月以降に発行するサステナビリティレポートの作成においてGRIガイドラインを利用する場合、G3ガイドラインではなく、G4ガイドラインを利用することが求められる。GRIのReports List³によれば、世界的には準拠規準を満たさない形でGRIガイドラインを利用する企業は少数派であり、多くの企業はGRIガイドラインに「準拠」している。G4ガイドラインに準拠して作成される日本企業のサステナビリティレポートが2016年に増えるのかどうか、特に注目に値する。

図表7 G4ガイドラインに準拠しているサステナビリティレポート



² G4ガイドラインの利用に際しては、Core（中核）またはComprehensive（包括）のいずれかのレベルの準拠規準を満たすか、完全には準拠規準を満たさずに利用するかの選択肢が示されており、準拠規準を満たさない利用の場合にも、具体的な利用箇所を内容索引の形で記載することなどが示されている。この106社には、G4ガイドラインに準拠している企業、完全には準拠していないもののG4ガイドラインが求める情報を記載している企業、準拠しておらずG4ガイドラインの求める情報を記載していない企業が含まれる。

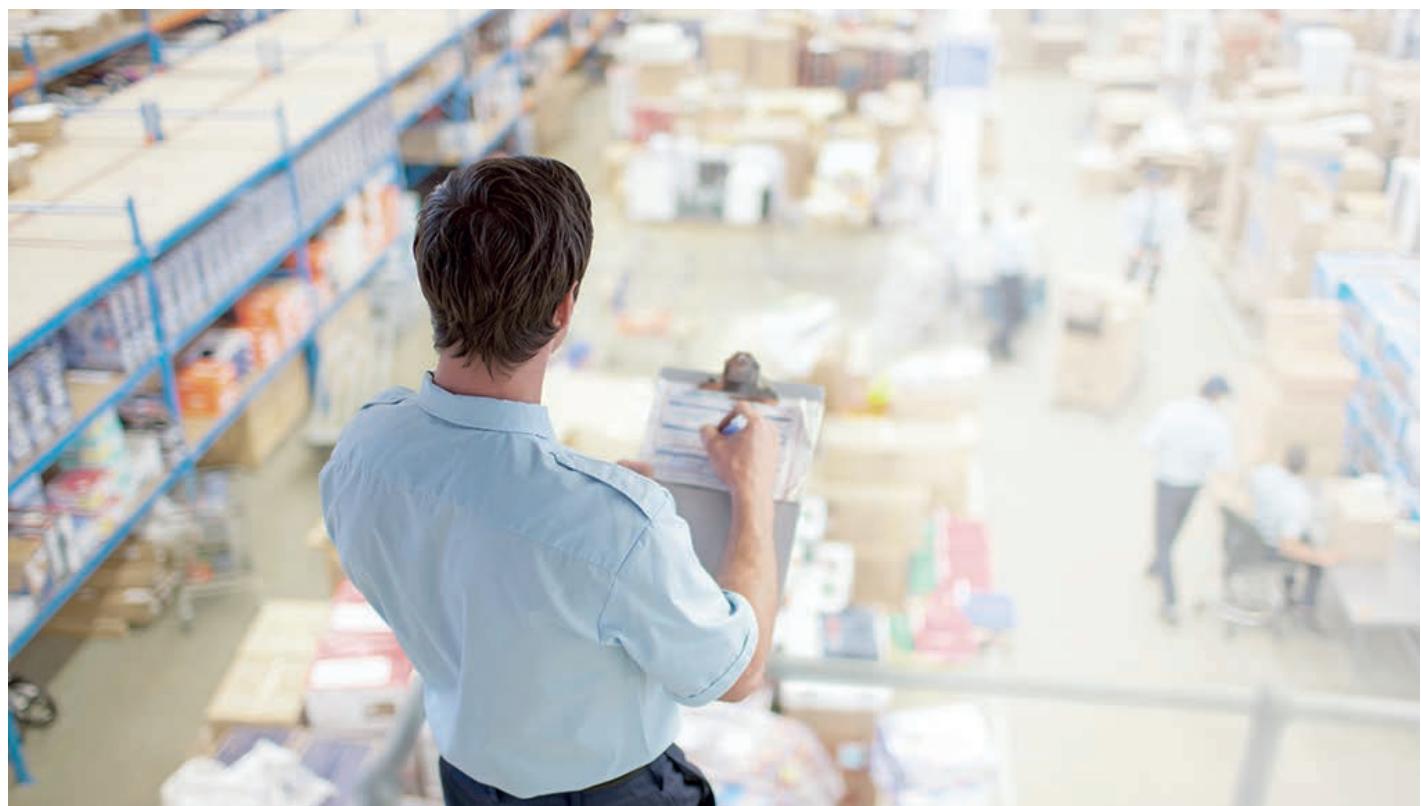
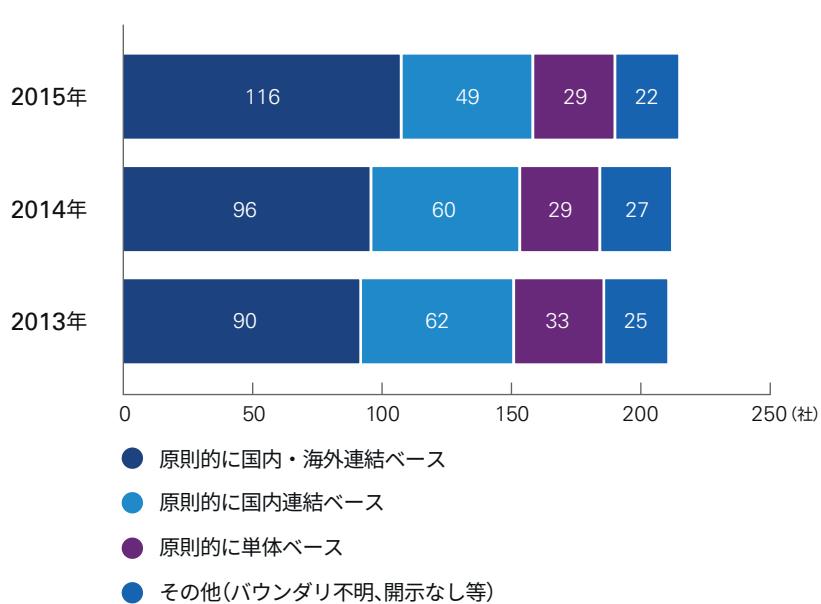
³ https://www.globalreporting.org/services/Analysis/Reports_List/Pages/default.aspx

2-6. バウンダリ

環境パフォーマンス指標については、116社(54%)が原則的に国内・海外連結ベースでデータを開示している(図表8)。一方で、労働安全衛生指標のバウンダリについては、216社のうち、単体ベースが20%、国内連結ベースが21%、国内・海外連結ベースが31%、その他(バウンダリ不明、開示なし)が28%となっている。

日本国内での操業が大部分であり、海外グループ会社における環境や労働安全衛生の面でのインパクトは小さいという企業グループもあると考えられるが、少なからぬ日本企業にとって、海外グループ会社のデータ収集は依然として課題である。

図表8 環境パフォーマンス指標のバウンダリ



3. 報告内容の決定と重要課題

サステナビリティに関する課題は多岐にわたるが、個々の企業にとってすべての課題が等しく重要であるわけではない。多くの課題の中から、何が自社のサステナビリティ報告に値するかを決定するためには、課題の優先順位付けを行うことが必要である。しかし、多くの日本企業のサステナビリティ報告は、重要課題にフォーカスした情報開示に問題を抱えている。

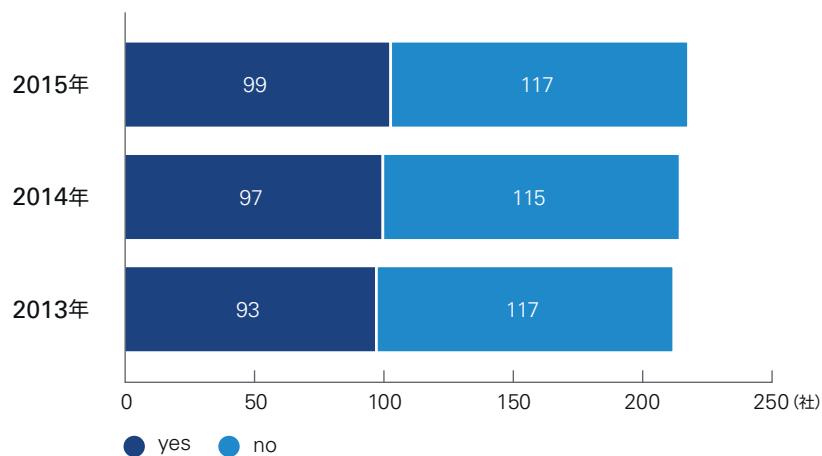
3-1. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示

99社(46%)が、報告内容の決定プロセスについて何らかの説明を行っている(図表9)。

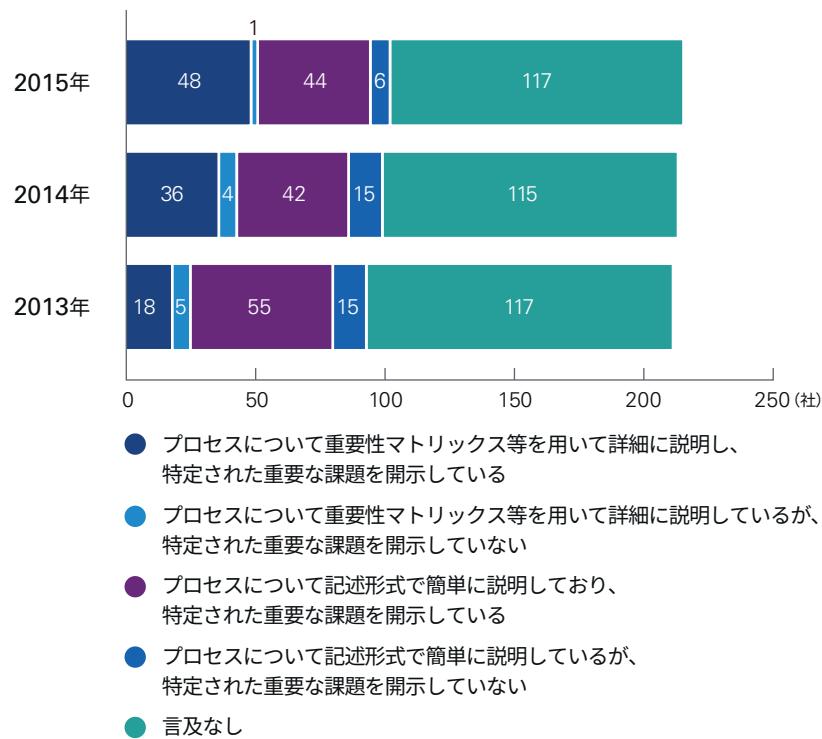
報告内容の決定プロセスについて説明している企業のうち、結果として特定された重要課題を開示しているのは92社であり、前年の78社から増加している(図表10)。全体として、報告内容の決定プロセスについての開示は進んでいる傾向にある一方で、報告企業全体の57%は重要な課題を開示していない状況である。サステナビリティに関する課題は多岐にわたるが、個々の企業にとってすべての課題が等しく重要であるわけではない。企業のステークホルダーは、将来的な企業価値や社会に大きなインパクトを及ぼす(可能性のある)重要な課題に関する情報を得たいと考えており、重要性にフォーカスされた情報開示を企業に期待している。したがって、企業自らがどのように個々のサステナビリティ課題の重要性を検討し、結果としてどのような課題を重要課題として特定したかという情報は、ステークホルダーの情報ニーズに適うものである。

G4ガイドラインに準拠して報告を行おうとする企業は、重要な課題の検討プロセスや特定された重要課題に関する説明を行う必要があるが、G4ガイドラインに準拠するかどうかに関わらず、ステークホルダーのニーズに応える情報開示を行おうとすれば、重要な課題の検討のプロセスと結果について説明することが必要である。

図表9 サステナビリティ報告内容の決定プロセスの説明の有無



図表10 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示状況



4. 個別報告項目

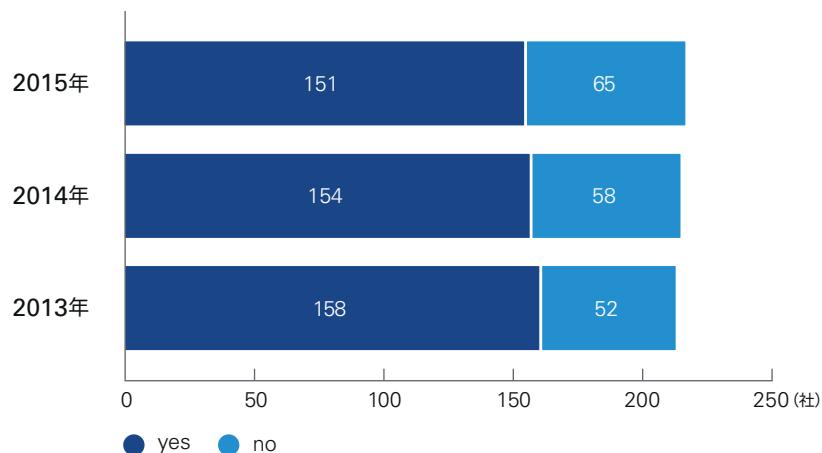
気候変動、水資源、人権、紛争鉱物など、企業が自らの操業やサプライチェーンにおけるリスクとして対応する責任が問われる領域が拡大している。本調査ではこうした個別課題に関する開示状況の推移を分析した。

4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示

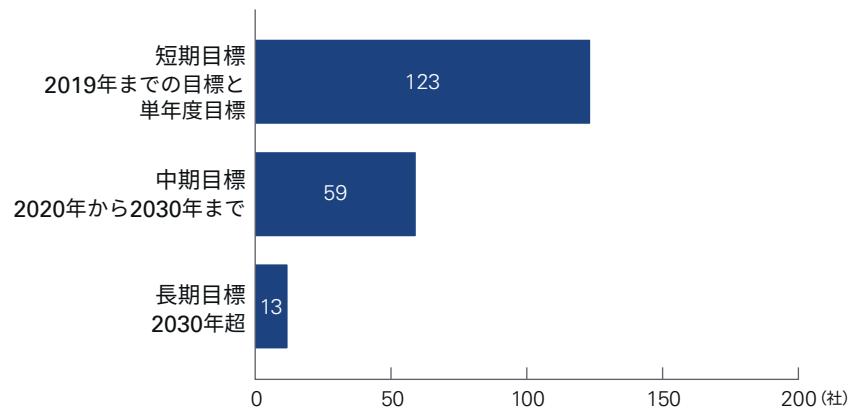
気候変動に関する情報開示の重要性は既に広く認識されているが、2013年以降、温室効果ガス排出量の削減目標を開示している企業の数がわずかながら減少している(図表11)。この背景としては、原子力発電所の稼働停止により電力のCO₂排出係数が上昇しており、また、国全体での削減目標が定まっていないといったことから、新たな目標を設定しかねている企業があったものと考える。

目標設定期間に関しては、短期(2019年まで)が123社、中期(2020年以降2030年まで)59社、長期(2030年超)13社となっている(図表12)⁴。2015年の12月に国連気候変動枠組条約の第21回締約国会議(COP21)で、2020年以降の世界の気候変動対策の大枠が合意され、日本政府は、この温暖化対策の新枠組(パリ協定)に基づいた新たな「地球温暖化対策計画」を2016年3月にまとめ、国連に提出した。この計画には、「2030年度までに2013年度比で26%削減」するという温室効果ガス削減目標を実現するための対策も盛り込まれている。こうした動きを受け、これまで国内外の気候変動政策の動向を注視していた企業においても、今後、2020年以降の温室効果ガス排出量削減のための中長期あるいは長期の目標を設定していくことが予想される。

図表11 温室効果ガス排出量削減目標の設定



図表12 温室効果ガス排出量の目標設定期間



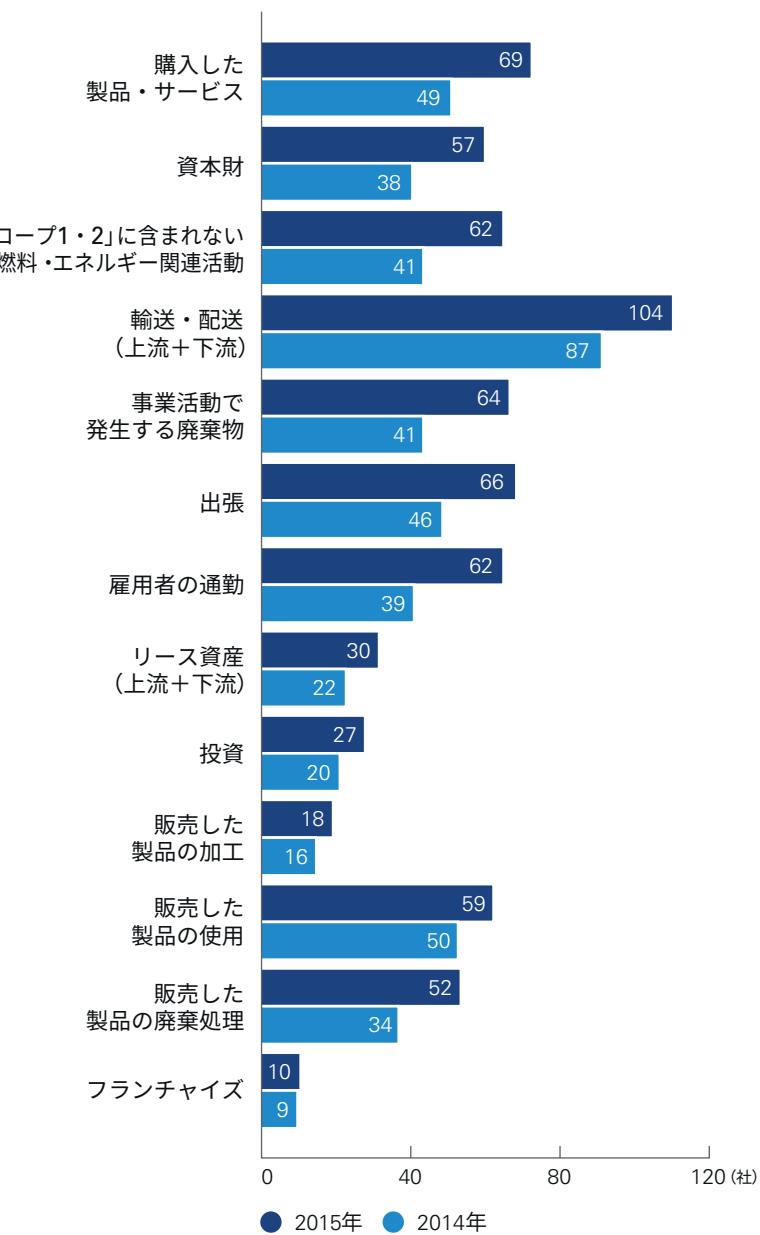
⁴ 短期目標と中期目標(あるいは長期目標)の両方を設定している企業があるため、合計は151社にならない。

温室効果ガス排出量は、スコープ1(燃料の使用などによって直接排出される温室効果ガスの排出量)、スコープ2(外部から供給される電気や熱の使用に伴って間接的に排出される温室効果ガスの排出量)、スコープ3(スコープ1、2以外の間接的排出量)に区分される。

スコープ3排出量に関しては、2011年9月にThe Greenhouse Gas Protocol (GHGプロトコル)がスコープ3排出量の算定・報告基準を公表し、2012年3月には環境省と経済産業省が「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を公表(2014年3月に改訂)するなど、算定や報告のための枠組や基準の整備が進んでいる。こうした動向を受け、企業のスコープ3排出量の開示状況には一定の進展がみられる。

何らかのスコープ3排出量を開示している企業の割合は前年より増え、55%となっている。また、カテゴリ別にみた場合には、情報を開示している企業の数はすべてのカテゴリにおいて前年から増加している(図表13)。

図表13 スコープ3排出量開示の推移



4-2. 水資源に関する開示

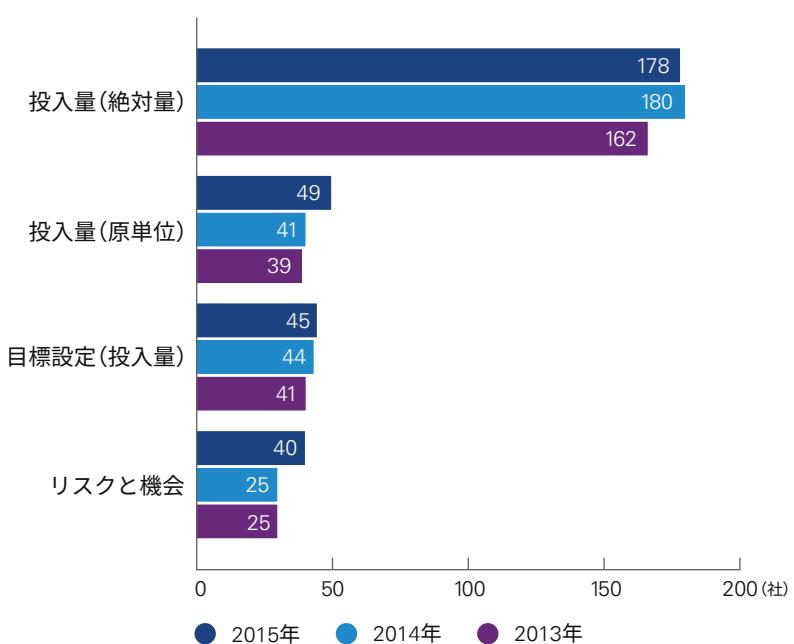
人類が利用可能な水資源の量には限りがある一方で、人口増や新興国の経済発展に伴い、水に対する需要は増加している。2016年1月に発行された世界経済フォーラムのレポートにおいて水リスクは、今後10年における懸念の高さという観点で1位に挙げられており、水資源は企業活動の制約条件として引き続き注目されている⁵。

多くの日本企業が海外展開しており、日本企業のサプライチェーンは、中国やアジア地域を中心にグローバル化が進んでいる。こうした地域における水ストレスはこれまで低いとは言えなかったが、経済発展に伴う農産物や工業製品の生産増による淡水需要の増加により、水ストレスはますます深刻になると予想される。日本企業はサプライチェーンにおける水ストレスの影響を一層受けやすくなると言える。

しかしながら、水資源に関しては、多くの企業が水資源投入量を開示するのみにとどまっている。水資源投入量(絶対量)については178社(82%)と大半の企業が開示を行っている一方、水資源に関する目標を設定している企業は45社(21%)と少数である(図表14)。また、水に関するリスクや機会について言及している企業は40社(19%)であり、前年から増えているもののまだ少数であると言える。

サプライチェーンにおける水使用に伴うリスクに関しては4社が説明を行っており、前年から増加しているものの、サプライチェーンにおける水リスクに対する認識や取組が進んでいるとは言いがたい。

図表14 水資源に関する開示



⁵ World Economic Forum, Global Risks 2016 P13
http://www3.weforum.org/docs/GRR/WEF_GRR16.pdf

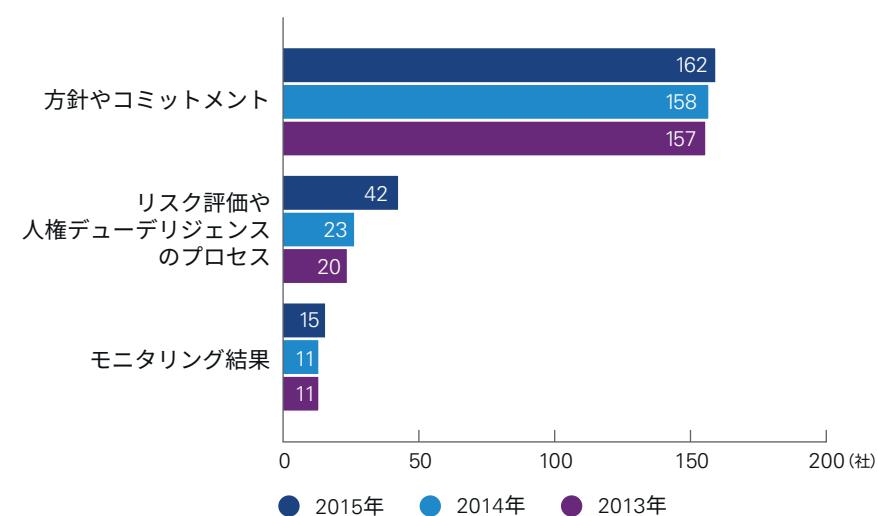
4-3. 人権に関する開示

自らの操業における人権尊重や保護に関する開示の状況については前年から大きな変化がみられない。報告企業全体の75%にあたる162社が人権に関する基本的な方針やコミットメントを表明しているが、人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセス、人権に関するモニタリングの結果を開示している企業はまだ少数である(それぞれ全体の19%と7%) (図表15)。

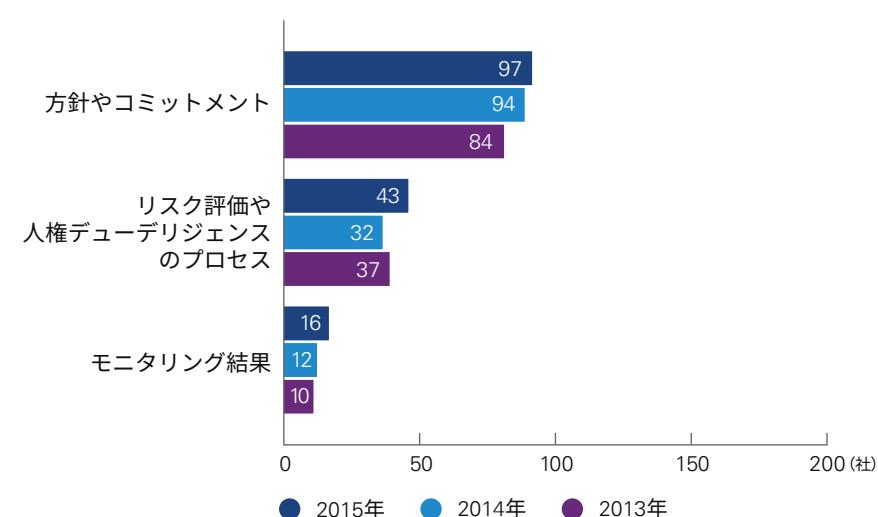
他方、サプライチェーンにおける人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセスを開示している企業は前年より11社増え43社となっている。事業活動がグローバル化する中で、サプライチェーンにおける人権リスクをより重大に捉え、サプライチェーンでの人権配慮への対応を進めている企業の姿勢が見て取れる。

2015年10月にイギリスで施行された「現代奴隸法」は、強制労働や人身売買等の禁止や、その被害者保護のための独立委員会の設置に関する規定を含む包括的な法律となっている。現代奴隸法は、イギリスで製品やサービスを提供する一定規模以上の組織に対して、「奴隸制・人身取引報告書 (Slavery and human trafficking statement)」を作成し、ホームページなどで公表することを義務付けており、同法の適用を受け、これから新たな対応を求められる日本企業も少なくないと考えられる。

図表15 人権に関する開示内容(自社)



図表16 人権に関する開示内容(サプライチェーン)

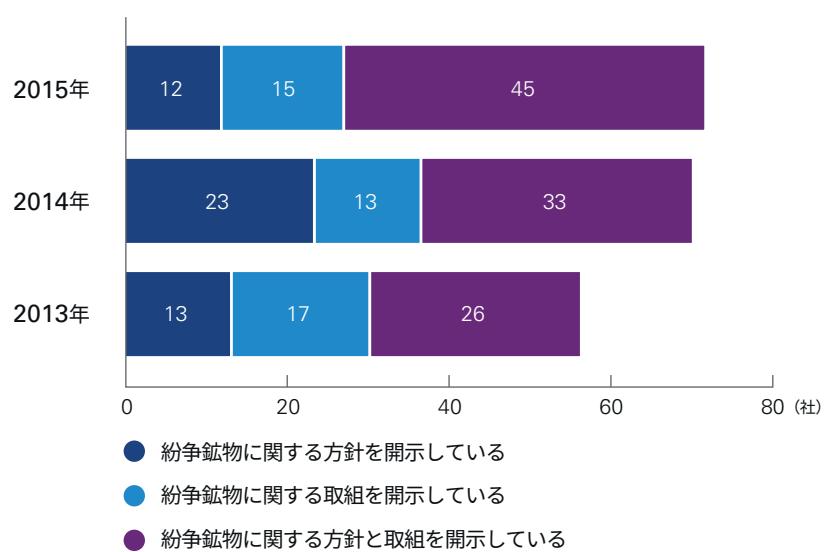


4-4. 紛争鉱物に関する開示

金、スズ、タンタル、タングステンの4鉱物は、コンゴ民主共和国やその周辺国において武装勢力や反政府組織の資金源となっている場合があり、企業がこうした鉱物を調達することが間接的に非人道的行為や紛争の長期化、人権侵害を助長することにつながるとして、米国では紛争鉱物開示規則が成立した。米国の証券取引所に上場する企業は、自社製品に上記4鉱物（いわゆる「紛争鉱物」）を使用しているか否かを証券取引委員会（SEC）に報告することが規定された。この規則は、SEC登録企業に対しサプライチェーンの調査およびデューデリジェンスの実施を求めており、電子機器・通信・自動車・産業機器を始めとした広範な業種のサプライチェーンにおいて、SEC非登録企業を含む多くの企業にその影響が及ぶものとなっている。

このような動きを受け、2015年のサステナビリティレポートでは、72社が紛争鉱物に関する方針や取組を開示しており、前年から3社増加している（図表17）。また、その72社の内訳をみると、紛争鉱物に関する方針と取組の両方を開示している企業が45社と最も多い。

図表17 紛争鉱物に関する開示

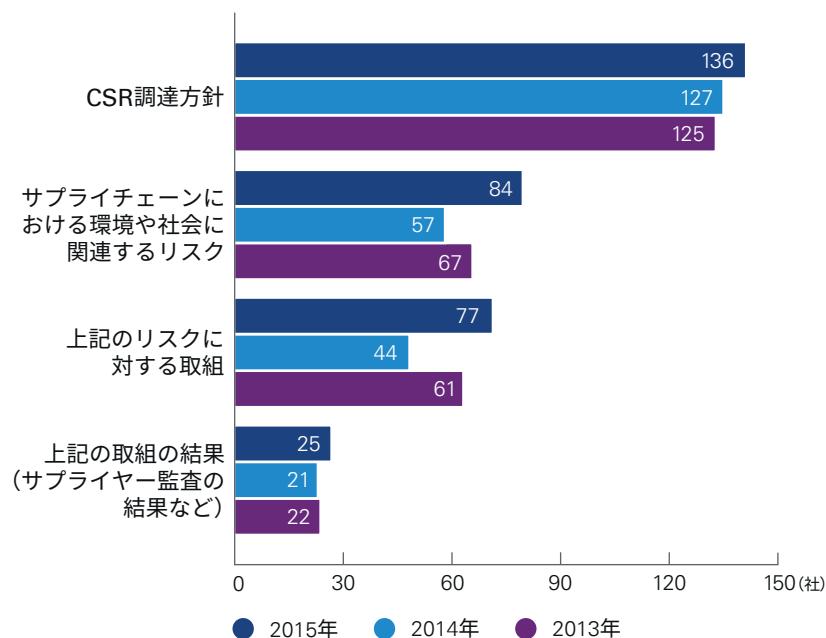


4-5. サプライヤー評価に関する開示

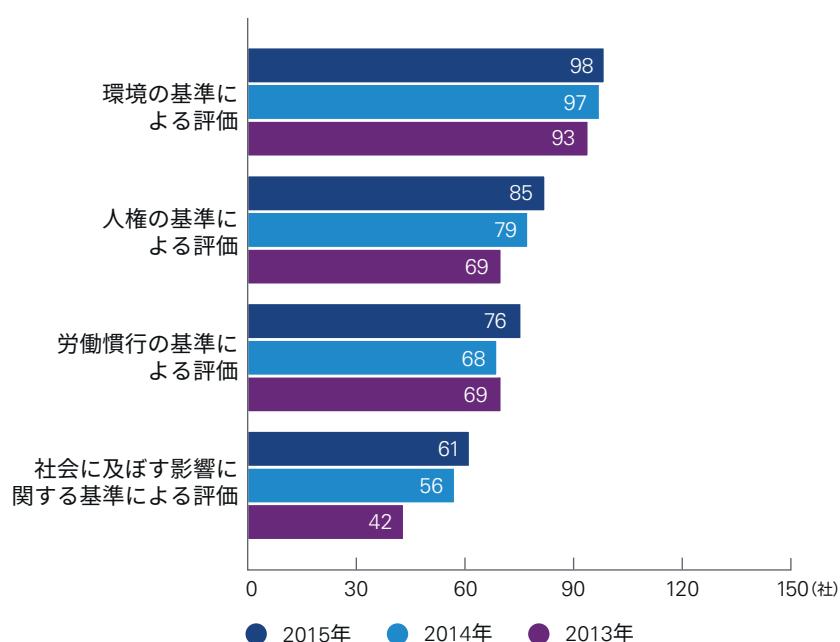
2015年のサステナビリティレポートにおけるサプライヤー評価に関する具体的な開示状況をみると、CSR調達方針について63%に相当する136社が開示している。また、サプライチェーンにおけるCSR関連のリスクや、それに対応する取組を開示している企業はそれぞれ84社、77社であり、前年より大幅に増加している。しかし、サプライヤー監査の結果等の取組の結果までを開示している企業は少なく、報告企業全体の10%程度(25社)にとどまる(図表18)。

サプライヤー評価の基準の内容に関しては、「グリーン調達基準」のように環境に関する基準による評価を行う企業が98社(45%)と最も多く、これに人権(児童労働、差別、強制労働等)に関する基準(85社、39%)、労働慣行(雇用慣行、労働安全衛生等)に関する基準(76社、35%)を適用する企業が続く。また、腐敗防止や反競争的行為など社会に及ぼす影響に関する基準により評価している企業は61社(28%)となっており、前年と比較して2ポイント増加した(図表19)。従来の「環境」以外の評価基準を採用する企業の数が、年々増加していることがわかる。

図表18 サプライヤー評価に関する開示



図表19 サプライヤーの評価基準



4-6. 人材の多様性に関する開示

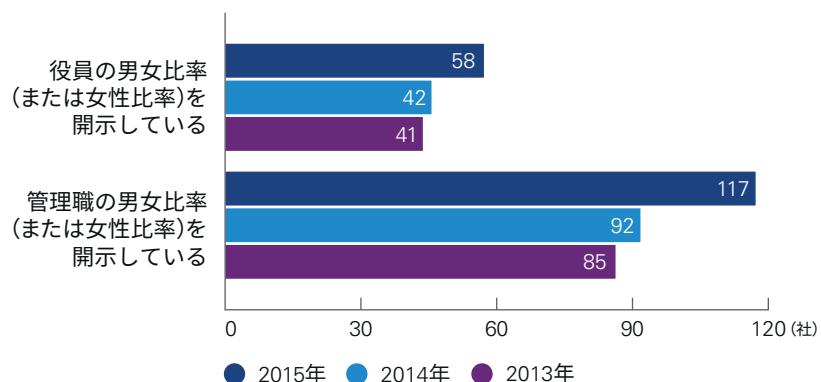
産業の競争力を維持・強化していく上では、多様な人材の活用が欠かせない。特に、企業においては管理職や役員などの指導的地位への登用を含め、女性がその能力を最大限に活用することが期待されている。情報開示を通じて女性の登用を企業に促す狙いもあり、2014年10月23日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部が改正され、有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数および女性比率の記載が義務化され、2015年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等より適用されている。また、証券取引所の定める適時開示制度の一環として上場会社が提出を求められる、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に関しても、各金融商品取引所は、上場企業が女性の役員登用を始めとする活躍状況を積極的に開示するよう、2013年4月に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領の改訂を行っている。

サステナビリティレポートの中では、2015年の報告においてマネジメント層における男女比率(あるいは女性比率)を開示している企業は、管理職については117社(54%)、役員については58社(27%)の状況となり、全体的に増加しているといえ、依然として少ない状況である(図表20)。

2015年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」は、事業主に対して女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の開示義務を定めている。企業における女性活用や多様性促進に関する取組の進展とあいまって、関連する情報開示も進展していくと予想される。



図表20 管理職・役員の女性比率に関する開示



5. おわりに

日経225の構成銘柄となっている日本企業225社のうちの96%がサステナビリティ報告を行っている。サステナビリティ情報に対する第三者保証も着実な広がりをみせており、4割弱のサステナビリティレポートが第三者保証を受けている。このように、日本企業のサステナビリティ報告には着実な進展がみられるものの、その開示内容には世界的な開示慣行やステークホルダーの情報ニーズに照らすと以下のような課題が残る。

報告基準への対応

GRIのReports Listによれば、世界的には準拠規準を満たさない形でGRIガイドラインを利用する企業は少数派であるが、大多数の日本企業は準拠規準を満たさない形でGRIガイドラインを利用している。世界的には、環境、社会、ガバナンス(ESG)といった非財務情報の透明性や比較可能性を高めるため、非財務情報に関する基準を制定する動きがある。例えば、GRIの傘下に設立されたGlobal Sustainability Standards Board (GSSB)は、2015年11月、G4ガイドラインをGRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダード(GRIスタンダード)へ移行する計画を承認している。この移行により、G4ガイドラインの原則や標準開示項目が個別のモジュールに分割されることで、義務的な開示、例えば、2017年から欧州で義務化される非財務情報開示でも利用しやすい基準となる。米国においても、証券取引委員会(SEC)に提出される財務報告における非財務情報に関する基準作りを進めてきたSustainability Accounting Standards Board (SASB)が2013年からセクター別の非財務情報の開示基準を公表してきたが、2016年3月のインフラセクターの基準をもって、予定されたすべてのセクター基準の公表を完了した。さらには、G20首脳会議の下に設けられた金融安定理事会(Financial Stability Board: FSB)は、投資家や銀行、保険会社に向けた企業の気候変動関連リスクに関する情報開示の一貫性や比較可能性を向上させるという目的で、2015年12月、気候変動関連の財務情報開示に関するタスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD)を設立しており、2016年3月には目的やスコープ、気候変動情報開示の基本原則などをまとめたPhase I Reportを発行している。

多くの日本企業はこれまで世界的な報告基準から比較的自由な形でサステナビリティ報告を行ってきたが、より一貫した比較可能な情報開示が求められている中で、報告基準への準拠した形での情報開示への移行が迫られると考えられる。

サプライチェーンマネジメント

今回の調査からは、サプライチェーンにおけるリスクやそれに対応する取組を開示している企業は全体の4割に満たず、サプライヤー監査の結果等まで開示している企業は全体の1割程度であることがわかった。

2011年に国連人権理事会で承認された「国連ビジネスと人権に関する指導原則」⁶は、法的拘束力はないものの、企業に焦点をあて、様々なステークホルダーとの議論の末にまとめられた原則であり、ISO26000やGRIガイドラインの改定にも影響を及ぼした。この原則において、企業は組織内やサプライチェーン上での人権侵害の発生を防止するための「人権デューデリジェンス」に取り組むことが推奨されている。人権デューデリジェンスとは、人権に関する基本方針の策定、人権への方針等を組織内で徹底させるためのマネジメントシステムの構築、ビジネスが人権に与える影響の評価、取組に対する評価や情報開示を継続的に実施することを指す。企業活動に伴う人権侵害の解決のために責任あるサプライチェーンを構築することは大企業や多国籍企業が果たすべき責任であるという考え方を示した点で、画期的な原則であったと言える。その後、2015年6月にドイツで開催されたG7の首脳宣言文書は、「責任あるサプライチェーン」という項目の中で、同指導原則に触れた上で、これを支持し、実質的な国別行動計画を策定する努力や民間部門が人権に関するデューデリジェンスを履行することを要請している⁷。他方、世界経済フォーラムは、2015年1月に公表した報告書の中で、責任あるサプライチェーンの実践が企業にもたらす利点として、収益増加、サプライチェーン上のコスト削減、ブランド価値向上、重大なリスクの削減などを挙げている⁸。つまり、責任あるサプライチェーンを企業にとっての「責任」という側面だけから捉えるのは一面的である。責任あるサプライチェーンの実践を通じて企業の価値創造につながるという側面にも注目されるようになっている。

人権や環境の課題を始め、企業のサプライチェーンに潜むリスクに対する社会的な関心は今後さらに高まると予想される。サプライチェーンにおけるリスクを評価し、適切な対応を行うとともに、方針や取組、結果について開示を行うことは、日本企業にもますます求められるようになると考えられる。

6 http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

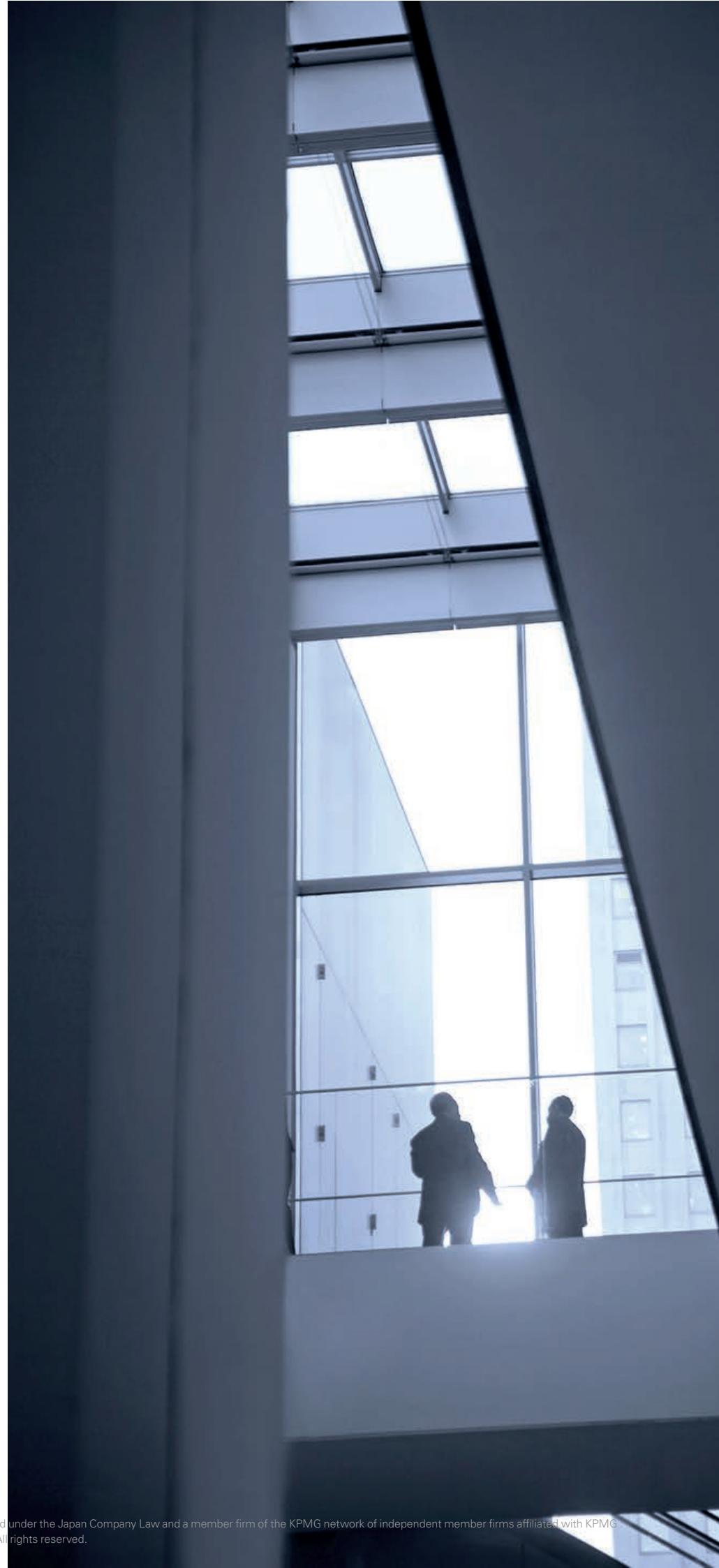
7 http://www.mofaj.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html

8 World Economic Forum “Beyond Supply Chains – Empowering Value Chains”2015
http://www3.weforum.org/docs/WEFUSA_BeyondSupplyChains_Report2015.pdf

KPMGあずさサステナビリティについて

KPMGあずさサステナビリティは、KPMGとして世界的に統一された方法論に基づきサステナビリティレポートに対する第三者保証業務を行っているほか、サステナビリティ報告の高度化に対する支援、環境・安全コンプライアンス調査や人権デューデリジェンス支援などを通じた企業のCSRの領域におけるリスクマネジメントの支援を提供しています。

約60カ国で500名以上の専門家を擁するKPMG Climate Change & Sustainability Services (CC&S)の世界的なネットワークを活用し、企業がサステナビリティに関連する経営上の課題に対処することを支援しています。



Contact us

斎藤 和彦

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役

T: (03) 3548 5303

E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

船越 義武

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役

T: (03) 3548 5303

E: yoshitake.funakoshi@jp.kpmg.com

松尾 幸喜

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

取締役

T: (06) 7731 1304

E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/sus

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.
All rights reserved. 16-1524

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.